

市公共施設等利用制限の緩和及びイベント開催等 における条件(感染予防対策)について

令和2年5月8日(金)

日南市新型コロナウイルス対策本部

市公共施設等利用及びイベント開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、下記の条件を満たすよう取り組んでください。(令和2年5月15日一部改訂)

1 感染予防対策

(1) 屋内外の施設利用及びイベント(会議・集会含む)開催

- ① 比較的少ない人数(100名以下かつ会議室収容人数の50パーセント以下)の開催。
- ② 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと。
- ③ 十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)が確保されること。
- ④ 人と人との十分な間隔(できるだけ2m、最低1m以上)が確保されること。
- ⑤ 大声での発生、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ⑥ 手指の消毒設備の設置。
- ⑦ 共用する物品(テーブル、いす等)の定期的な消毒。
*手指用消毒は使わず、ハイターなどを使用する。
- ⑧ 施設従事者及び利用者のマスク着用
- ⑨ 室内施設における十分な換気
- ⑩ 利用者に対する検温の実施(事前に検温を実施するよう呼びかける)。
- ⑪ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は利用自粛の呼びかけ。
- ⑫ 利用者名簿と検温欄の作成(個人情報の取扱いに十分注意する)。
- ⑬ 密にならないような入場者の制限。

*今後の感染対策の変化等を見ながら適宜見直しを行う。